

特命全權大使永井松三外二十二名外
國勳章記章受領及佩用ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和六年三月二日

内閣總理大臣臨時代理
外務大臣男爵幣原喜重郎

内

閣

賞集

三七
號

外
七

卷之三

內閣總理大臣

賞勳局總裁



白國グラント、クロアレオ。ホール勳章特命全權大使 永井松三
同國コソマンドール、レオ。ホール勳章大使館參事官 芦田均
同國オフシエー、レオ。ホール勳章大使館一等書記官 川村博

同上

久我貞三郎

同 國 シュアリエ、レオ・ホール勳章大使館等書記官子爵本野盛一
同 上 大使館三等書記官大久保利隆

同上

大使館三等書記官子爵本野盛

同國グラント・クロス勳章從四位勳三等山内四郎
貴勳局

11

從四位勳三等 山内 四郎

白國シエヴァリエ、クロシヌ勳章外交官補別府
同國グラム、オブリギー、レオポール第世勳章爵位勳等男爵東郷清安

國
外

外交官補別府
安清

商省商務局長川久保修吉
正六位勳五等梶原仲治
從六位安川雄之助

從六位安川雄之

修吉治仲之助

同國コンシンドルレオホール第二世動章特許局事務官東榮二
同國シナリオホー第二世動章從六位佐々木綱雄

國シナリエ

特許局事務官東 榮二
從 六 位佐々木綱雄

同 同 同
上 上 上

外務書記生小野哲夫
同上中澤泰助
巖谷春生

巖谷春生

ポーランド國グラシ名アオ占セニテボルキ勳章外務省歐米局長松島 肇
同 國方年子、杰ロゼニエボルキ勳章公使館等書記官千葉慕一
チエッコスラヴァキア國船グラシオ年子、リオン、ブラン勳章特命全權公使 堀田 正昭
同 國オフキシエリオン、ブラン勳章陸軍歩兵少尉 近藤廉治
英國ヨンスビギニアス、ガラントリイ、先

山本 音吉

右特命全權大使永井松三外二十二名
ヨリ頭書、外國勳章記章受領及
佩用、儀別紙、通願出候條御允許
相成可然哉此段允裁ヲ仰ク

追而右、内松島肇外二名ニ對スル

分ハ勲記又ハ章記無之候得共夫
々外務大臣或ハ递信大臣、證明書
相添ヘ願出候條特ニ御允許相成
候様致度此段副申入

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ ハグラン・クロア・レオ。ホール 勳章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物件目錄相添此段相願候也

大正五年十二月五日

特金幣大坂從三位勳二等水井松三

賞勳局總裁 下條康磨殿



供閲物件目録

- 一、グラン・クロア・コレボール勳章、勳記一通
- 一、同勳記譯文一通
- 一、叙勳理由書一通

但外國勤務中付勳章へ提出ベス

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

從三位勳二等永井松三

朕 白耳義國 皇帝 アルベルト此書ヲ見ル有衆宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ白耳義國駐劄日本
國大使 永井松三氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰
セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ

第一條 永井松三氏ニ「グラン・クロア・レオポール勲章
ヲ贈與ス 因テ氏ハ該勲章ノ文官章ヲ佩用スヘシ
第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ承
全執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百三十年六月二十九日 ブラッセルニ於テ之ヲ與フ

アルベルト親署

奉 命 外務大臣 イーマンス署名

此謄本ノ正確ナルヲ証入

特命全權公使 パペイアン・ド・ショーヴアン手署

紋動理由

特命全權大使トシテ自國在勤中同國獨立
百年祭ニ際シ頤青記載ノ勳章ヲ贈與セ
ル

特命全權大使 永井 松三

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下 ヨリ コンマンドール・レオナルド勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物
件目錄相添此段相願候也

大正五年十二月五日

大使館參事官正五位勳四等芦田均

賞勳局總裁 下條康麿 殿



供閲物件目録

- 一、ゴンマンドール・シオボール勳章ノ勳記一通
- 一、同勳記譯文一通
- 一、叙勳理由書一通

但外國勳務申され勳章一付大矣

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館參事官正五位勳四等官白均

朕自耳義國皇帝アルベル此旨、見有衆一宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在自耳義國日本國大使館
參事官芦田均氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰シト
欲シ左ノ條件ヲ決定セラ

第一條 芦田均氏ニ「コンマンドール、レオポール勳章
、贈與ス。因テ氏ハ該勳章、文官章ヲ佩用スヘレ
第ニ條 氏ハ本月三十日該勳章ノ班位ニ列スヘレ
第三條 外務大臣ハ薦章事務、主任者タルヲ以テ本令
執行、任ニ當ルヘシ

千九百三十九年六月三十日アラセルニ於ラ之ヲ興フ

アルベル 親署

奉命 外務大臣イーマンス署名

此謄本ノ正確ナルヲ証ス

特令全權分授バエイアン・ドジョークラン手署

致熟理由

大使館參事官トシテ自國在勤中全國樹立百年
祭、際シ願書記載、熟章ヲ贈與セラル

大使館參事官 芦田 均

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇席陛下 ヨリ オフシエー・レオ。ホーク 勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

賞勳局總裁 下條康鷹殿

大使館一等書記官從五位勳五等川村達



供閲物件目録

- 一、才番ニエーレオルル勳章、勳記一通
一、同勳記譯文一通
一、叙勳理由書一通

但外國勤務中之付勳章一提供セス

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正九年十二月五日

大使館一等書記官從參勳五等川村博

朕 白耳義國皇帝アルベル此書ヲ見ル有象ニ宣示ス
 朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳義國日本大使館
 大等書記官川村 博氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰
 セントマクシ左ノ條件ヲ決定セリ
 第一條 川村 博氏ニオノルシエトレオホール勲章ヲ
 贈與ス 因テ氏ハ該勲章、文官章ヲ佩用スヘン
 第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班ニ列スヘン
 第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者クルヲ以テ本令
 執行・仕ニ當ルヘシ

千九百三十一年六月二十九日アラモドコロ於アヌイ興フ

アルベル 親署

奉命 外務大臣イーマンス署名

此謄本ノ正確ナルヲ証ス

鴛鴦全權公使ペペイアンドジョンガーン手署

大使館二等書記官トシテ自國在勤中同國
獨立百年榮ニ降シ頤書記載勳章ヲ贈與
セラル

大使館一等書記官川村博

外國勲章受領及佩用願



今般白耳義國皇帝陛下ヨリオアシエ
レオボール勲章贈與相成候ニ付
受領及佩用、儀御允許被成下
度別紙供閱物件目録相添此段奉願候也

昭和六年二月二日 東京府下吉祥寺三八

三菱商事株式會社 久我貞三郎
金屬部副長

賞勲局總裁下條康磨殿

供閱物件目錄

一、勲章 オブシニ レオ。ポール勲章 壱個
二、勲記 オブシニ レオ。ポール勳章 壱通
三、勲記譯文

一、受勲事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候。付差出候也。

昭和六年二月二日

久我貞三郎

壹通

勲記譯文

白耳義國皇帝 アルベル

我が外務大臣、推薦ニヨリ日本三菱商事
會社本店副部長久我貞三郎氏ニ對シ
満足、意ヲ表タルノ敕令ス

第壹條 久我貞三郎氏、オ屏セテ
ヒオボール勲章ニ叙シ文官
勲章ヲ佩用セシム

第貳條 即日同氏ヲ同階級列セシム
第叁條 賞勲事務取扱者久我
外務大臣ヲニラ本敕令ヲ執行シ

一九三〇年 捨貳月 壹日
ブリュッセルニ於テ

アルベル親署

奉命 外務大臣 イーマンス署名

右ノ通ノ相違ナオコトヲ證明ス

特命全權公使
パペイアンードジョンガム
手署

受勲事由書

本人ニ一九二〇年ヨリ一九二七年ニ至ルマデ歐洲
滞在シソノ間屢々白耳義王國ニ往復シテ
日臼経済關係開拓ニ盡粹セリヲ以テ元三。
年白耳義王國ガ紀念スベキ達國
百年ヲ迎フルニアタリ 本人、功勞ヲ表
彰ルモノナリ

久我貞三郎

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ「シユガアリエー・レオ。ホール」勳章ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物件目錄相添此段相願候也

大正五年十二月五日

大使館三等書記官從四位上五等子爵木野盛一

賞勳局總裁 下條康麿殿



供閲物件目録

一、ヨリゲアリエー・レオ。ホール勳章、勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中之付勳章八枚伏せ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館三等書記官從四位勳五等子爵本野盛一

朕 白耳義國皇帝アルベル此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ左白耳義國日本大使館
三等書記官子爵本野盛一氏ニ朕ノ嘉善ノ意ヲ
表彰セントテシ左條件ヲ決定セリ

第一條 子爵本野盛一氏ニシエヴァリエ、レオポルト勳
章ヲ贈與ス 因テ氏ハ該勳章、文官章ヲ佩用スシ
第二條 次ノ各日ヨリ該勳章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ該章事務ノ主任者タルヲ以テ本
令執行、任ニ當ルヘシ

一千九百三十一年六月二十九日アラベルニ於テ之ヲ與フ

アルベル 親署

奉命 外務大臣 イーマンス署名

此謄本ノ正確ルヲ証ス

特命全權分使ペイアン・ジョーラン手署

叙 熟 理 由

大使館三等書記官トシテ 自國在勤中 因國
獨立百年祭ニ際シ 諸君記載ノ熟章ヲ贈與
セラル

大使館三等書記官 本郷盛一

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下 ヨリ フュガアリエー・レオ・ホール勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

大正五年十二月五日

大使館二等書記官從六位勳五等大保利隆

賞勳局總裁 下條康麿殿



供閲物件目録

一、望ヴァリエー・レオ・ホール勳章、勳記一通

一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中、付勳章、提呈セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

大使館三等書記官從五位勳五等大久保利隆

朕 白耳義國皇帝アルベル此書ヲ見ル有事ニ宣示ス
朕 外務大臣ノ上奏ニ依リ 在前月義國日本國大使
館ニ等書乳官 大久保利隆氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ條件ヲ決定セシ

第一條 大久保利隆氏ニ「エヴァリエ、レオポルト勲章
ヲ贈與ス因テ氏ハ該勳章、支官章、佩用ヘシ
第二條 氏ハ本日ヨリ該勳章、班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勅章事務、主任者タルヲ以テ本令
執行、任ニ當ルヘシ

千九百三十一年六月二十九日アラフセルニ於テ之ヲ與フ

アルベル 親署

奉命 外務大臣イーマンス署名

此謄本、正確ナルヲ証ス

麥金樓分使ハヤイアンド・ジョーガンチ署

敍 煙 理 由

大使館三等書記官トシテ自國在勘中同國
獨立百年祭に際し願書記載ノ勲章ヲ贈與
セラル

大使館三等書記官大久保利隆

外國勲章受領佩用願

私儀

白耳義國皇帝陛下ヨリ、グラン・オフ・サシエー・クロシヌ勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物
件目錄相添此段相願候也

一奉行

五

昭和六年二月四日 東京市西区愛住町二番地

景慶業協會幹事長從四位勲三等 山内四郎



賞勳局總裁下條康磨殿



供 閲 物 件 目 錄

一、白耳義國、グラン・オフ・シエー、クロンヌ勲章

壹個

一、同 勲章、勲記

壹通

一、同 勲記、譯文

壹通

一、敍勲理由書

壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年 一月 四日

從四位勲三等 山内四郎

一
年
計
五

勅記譯文

朕白耳義國皇帝、アルベルト此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス。朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ、アヴェルス、リヒャルト
傳覽會^{ミツウガ}某慶賀儀、山内四郎氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ。

第一條 山内四郎氏ヲ、グラン・オフサシエー

クロンヌニ叙ス

第二條 山内四郎氏ハ本日ヨリ詰勅章、班

位ニ列スベシ

第三條 外務大臣ハ勅章事務、主任者タルヲ
以テ本令執行、任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日「アルツセル」ニ於テ之ヲ興フ

めくれず

アルベル 親署

奉命外務大臣 イーマンス署名

此謄本ノ正確ナルヲ證ス

特命全権公使バ・ペイアン・ドジョー・ヴァン手署

叙勲理由書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ、グラントオサシエーフーロンヌ
勲章ヲ贈與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微力ヲ致シタルニ依ルモノト思考ス

以 上

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ フュージュアリエー・ワーロンヌ勳章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

賞勳局總裁 下條康麿殿

外次官補正之位別府清



供 閱 物 件 目 錄

- 一、ニューアリエー・クロンス勳章、勳記一通
- 一、同勳記譯文一通
- 一、叙勳理由書一通

但外國勤務中付勳章ハ退伏べズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

外交官補正七位別府清

白耳義國皇帝アルベル此書ヲ見ル有象ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳義國日本國大使館外交官補別府清氏ニ朕之慈愛ノ意ヲ表

彰セント欲シ左ノ條件ヲ決定ス

第一條 別府清氏ニヨリアリエトクーロンヌ勲章ヲ贈
與ス因テ氏ハ該勲章ノ文官章ヲ佩用スヘシ
第二條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ本
令執行ノ任ニ當ルヘシ

十九百三十一年六月三十九日アラセルニ於テ之ヲ與フ

アルベル 親署

奉命 外務大臣イーマンス署名

アルベル 親署

特全權公使バベイアンドジヨーヴンチ署

此謄本ノ正確ナルヲ証ス

外文官補

敍通理由
トシテ向國在勤中同國獨立一百年
願書記載勳章之贈與セラル

外文官補別府清

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下 ヨーリヤンオキナホーイル第古勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目録相添此段相願候也

昭和六年二月四日 東京市春坂区青山南町二丁目六十九番地
貴族院議員正四位勲三等男爵東邦 伊
賞勳局總裁下條康麿 殿



供 閲 物 件 目 錄

印手

- 一、百年英國 クラニオフリシテ、レオボール第二世勲章 壱個
一、同 勲章、勳記
一、同 勳記ノ譯文
一、叙勳理由書

壹通

壹通

昭和六年二月四日

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

貴族院議員正四位勳三等男爵東郷安



勅 記 譯 文

朕白耳義國皇帝「アルベル」此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス 朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ日本無線電信株式
會社常務取締役貴族院議員男爵東郷安氏ニ朕、慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

第一條 男爵東郷安氏ヲ「クラウド・オフヨンエー

レオ・ホール第ニ叙ス

第二條 男爵東郷安氏ハ本日ヨリ該勅章ノ班

位ニ列スベシ

第三條 外務大臣ハ勅章事務、主任者タルヲ
以テ本令執行、任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日「ブルッセル」ニ於テ之ヲ興フ

めくれず

アルベル 親署

奉命外務大臣 イーマンス 署名

此謄本ノ正確ナルヲ證ス

特命全権公使。パ。ペイアンド。ジョー。ヴァンキ。署

叙 熟 理 由 書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリグラニオフヰシト柔一ル第二世
熟章ヲ贈與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微力ヲ致シタルニ依ルモト思考ス

以 上

外國勲章受領及佩用願

私儀

今般自國政府ヨリ グラン、オフサシエー、
レオポール第二世勲章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙
供聞物件目錄相添此段奉願候也

昭和六年二月十日

商工省商務長從四位勳三等川久保修吉

賞勲局總裁下條康磨殿



供閲物件目録

件子

一勲 章

壹 窓

一勲 記

壹 通

一勲記譯文

壹 通

一受勲理由書

壹 通

右受領及佩用允許相願候付差出候也

昭和六年二月十日

商工省商務局長後里勲三等川久保脩吉

川
久
保

譯文

白國王アルベルハ汝等現在及將來、
庶衆ニ宣ス

日本商工省商務局長川久保修吉氏ニ對シ
朕が最高ノ感謝ノ意ヲ表明スル爲朕が外務
大臣ノ提議ニ基キ左記ノ通裁決ス
第一條 川久保修吉氏ヲグラン・オフヰシエ
レオボール第二世ニ叙ス

第二條 同氏ハ本日ヨリ其ノ資格ニ於テ席次
占ムルモノトス

第三條 熟章事務ヲ管掌スル我外務大臣
本勅令ノ施行ニ仕ズルモノトス

一九三〇年十二月一日

アリュッセルニ於テ アルベル親署

國王ノ命ニ依リ

外務大臣 イーマン署名

右原本ニ相違無キコトヲ 證ス

特命全權公使 パイアンド・ジョーグアン手署

受勲理由書

ベルギー國ハ一九三〇年同國獨立百年記念
萬國博覽會ヲ同國リエージ市ニ於テ開催
シタルガ本邦政府ハ之ニ參同シ關係官廳及
諸團体ヲレテ出品セシメ又同年開催シテラ
ル同國アントワーヌ殖民及海洋博覽會ニモ
關係者ヲシテ出品セシナタリ而シテ本叙勲ハ
小官ガ右博覽會參同出品ノ局ニ當リタル
ヨルモノナリ

昭和六年二月十日

商工省商務局長從四位勲三等川久保修吉



外國勲章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨーリアグランオフヰニレオボール第ニ勲章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日東京府荏原郡下大崎八十九番地

日本産業協會會長六位勲五等 梶原仲治

賞勳局總裁下條康磨殿



訂 正

訂正理由	撮影ミスの為	
訂正個所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影	
訂正年月日	平成 20 年 10 月 2 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	伊藤 一丈	印
受託責任者	東京都港区西麻布2丁目26番30号 富士フィルム株式会社 産業機材部長 後藤 佳久	印

外國勳 章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下 ヨーリアグラントオサニテレオノール第ニ勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年一月四日 東京府荏原郡下大崎八十九番地

日本産業協同組合六位勳五等 梶原仲治

賞勳局總裁 下條康彦 殿



供 閲 物 件 目 錄

- 一、阜義國「グラニ・オフヨシチー・レオボール」第二世熟章 壱個
一、同 熟章ノ熟記
八、同 熟記ノ譯文
一、叙熟理由書

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

正六位熟五等梶原仲治

壹通

勅記譯文

朕白耳義國皇帝「アルベル」此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス 朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ日本産業
協會會長梶原仲治氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表
彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

第一條 梶原仲治氏ヲグラン・オフサセテ

レ・ホーリ第二世ニ叙ス

第二條 梶原仲治氏ハ本日ヨリ該勅章ノ班

位ニ列スベシ

第三條 外務大臣ハ勅章事務ノ主任者タルヲ
以テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日「ブルワセル」於テ之ヲ興フ

アルベル 親署

奉命外務大臣 イーマンス署名

此謄本ノ正確ナルヲ證ス

特命全權公使パペイアンドジョーヴィン手署

叙勲理由書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリ、グラハムオフキンズ、ボーリ第二世
勲章ヲ贈與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微力ヲ致シタルニ依ルモノト思考ス

以
上

外國勳章受領佩用願

私儀

白耳義國皇帝陛下ヨリグランオフヰシトヒテ。ホール等世勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日
三井力屋正五郎
取次
從六位安川雄之助

賞勳局總裁 下條康麿 殿



供 閲 物 件 目 錄

- 一、白耳義國 グランオカシヤーレオポール茅二古勲章 壱個
一、同勲章、勲記 壱通
一、同勲章記譯文 壱通
一、叙勲理由書 壱通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

從六位 安川雄之助



朕旨
耳義國皇帝、アルベール此書ヲ見
ル有衆ニ宣示ス朕ハ外務大臣、上奏
ニ依リ在日本三井物産會社取締役
安川雄之助氏ニ朕、慈愛、意ヲ表彰
セント欲シ左ノ條項ヲ決定セリ
茅一條安川雄之助氏ヲ「グランオフヰシエー
レオボール茅ニ世ニ叙ス

茅ニ條氏ハ本日ヨリ該勲章、班位ニ
列スベシ

茅三條外務大臣ハ勲章事務、主任

者タルヲ以テ本令執行、任ニ當
ルベシ

千九百三十年十二月一日ブラッセルニ於テ之ヲ典フ

アルベール親署

奉命外務大臣
イーマンス署名

此謄本、正確ナルコトヲ證ス

特命全權公使

バイアン・ド・ジョー・ヴァン

手署

今般白耳義皇帝陛下ヨリアグランオフヰシ
エレオポール茅ニ寺勲章ヲ贈與セラントル
ハ不肖千九百三十一年白耳義國ニ於テル
同國獨立百年紀念博覽會開催ニシテル
微力シタルニ依ルモト思考ス

以上

91

外國勲章受領及佩用願

私 儀

今般白耳義皇帝陛下ヨリコンマンドール
レオポール第二世勲章贈與相成候
受領及佩用儀御允許被成下度別紙
供閱物件目録相添へ此段奉願候也

昭和六年二月八日

特許局事務官 東 荣 二
達益

賞勳局總裁下條康磨殿



めくれず

供閲物件目録

一ヨンマンドール、レオポール、第二世勲章

壹個

一勲記

同譯文

一受勲車由書

以 上

右受領及佩用允許相願候ニ付
差出候也

壹壹通

昭和六年二月八日

特許局事務官

從位

東榮二

めくれず

訂 正

訂正理由	撮影ミスの為	
訂正個所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影	
訂正年月日	平成 20 年 10 月 2 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	伊藤一夫	印
受託責任者	東京都港区西麻布2丁目26番30号 富士フィルム株式会社 産業機材部長 後藤佳久	印

供閲物件目錄

一ヨンマンドール、レオポール、第二世勲章

一勲記

一同譯文

一受勲車由書

以 上

右受領及佩用允許相願候ニ付
差出候也

昭和六年二月八日

特許局事務官 東 榮二

從五位

壹壹壹
通通通

壹個

白耳義國公爵アルベールハ汝等現在及将来ノ御事ニ宣ス

朕ハ朕ガ外務大臣ノ上奏ニ基キリエージュ博覽會ニ於ケル日本委員長東榮二氏ニ訓スル朕ガ殊語ノ證左ヲ示サムト欣シ左記ノ通り成可ヲ爲

ス

第一條 東榮二氏ニヨンマンド・トル・レオ水トル第二世勳章ヲ授與ス
第二條 同氏ハ本日ヨリ前様ノ資格ニ于ケル有勳者トス
第三條 物業事務ノ管理ヲ爲ス朕ガ外務大臣ハ本裁可ノ施行ニ至ス

一九三〇年十一月二十二日

ブリュツセル ニテ アルベール 親署

皇帝ノ命ニ依リ

外務大臣 イーモンス (署名)

認證本

特命全權公使

ハベイアン・ド・ジョーヴアン 手署

受勲事由書

私儀

西歷一千九百三十年五月三日より全年生育旨並
白耳義國リエージュ市ニ於テ開催セラレタル
白耳義國獨立百年紀念リエージュ万國博
覽會ニ於テ日本政府參同事務從事
シタル爲受勲致シタルモノニ有之候也
昭和六年二月八日

特許局事務官 東榮二

外國勅 章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下 ヨ リ・シ・ュ・ガ・リ・エー、レオ。ボーラル第ニ世 勅 章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年二月四日 東京府北豊島郡荒川町田端六丁目ナ三番地
日本産業協会主事從六位 佐々木 綱 雄
賞勳局總裁下條康麿 殿



供 閣 物 件 目 錄

一、白耳義國「レヴァリエー、レオ・ポール第二世
一、同 熟章ノ熟記
一、同 熟記ノ譯文
一、叙熟理由書

壹個
壹通
壹通

昭和六年二月四日

從六位佐々木綱雄



97

勅記譯文

朕白耳義國皇帝アルベルト此書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ日本産業
協會職員佐々木氏ニ朕、慈愛、意ヲ表
彰セント欲シ左ノ各條ヲ決定セリ

第一條 佐々木綱雄氏ヲシユガアリエト

レオポール第二世ニ叙ス

第二條 佐々木綱雄氏ハ本ヨリ詎熟章ノ班

位ニ列スベシ

第三條 外務大臣ハ熟章事務、主任者タルヲ
以テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十年十二月一日アルセルニ於テ之ヲ興フ

めくれず

アルベール 親署

奉命外務大臣 イーマンス 署名

此牒亭ノ正確ナルヲ證ス

特命全體公使バズアン・ド・ジョーヴェンキ、署



996

叙 熟 理 由 書

今般白耳義國皇帝陛下ヨリコニヴァリト、レオボーン第二世

勅、幸ヲ賜與セラレタルハ不肖一九三〇年白耳義
國ニ於テ同國獨立百年記念博覽會開催ニ
際シ微力ヲ致シタルハ依ルモノト思考ス

以 上

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ チュザアリエー・レオボーリ^{第ニ世勳章}

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和
大正五年十二月五日

賞勳局總裁

下條康麿殿

外務書記失勳七等小野源太



供閲物件目録

- 一、^{シユガアリエー・レオ.ホーリ}二世勳章、勳記一通
一、同勳記譯文一通

一、叙勳理由書一通

但外國勤務中付勳章提出せば

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

外務省記生勳士等小野哲夫

朕 白耳義國皇帝アルベル此書、見ル有象ニ宣シ、
朕「外務大臣ノ上奏ニ依リ白耳義國日本國大使
館外務書記生小野哲夫氏ニ朕ノ慈愛ノ意
」表彰シト放シ左、牒件ヲ決定セリ

第一條 小野哲夫氏ニシエガリエトレオホールニ世勲
章ヲ贈與ス因テ氏ハ該勲章ノ文官章ヲ佩用スレ
第ニ條 氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ
第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ
本令執行ノ任ニ當ルヘシ

千九百三十一年六月二十九日「アラセル」ニ於テ之ヲ與フ

アルベル 親署

奉命 外務大臣 イーマンス 署名

此牒本ノ正確ナルヲ証ス

賛全權公使バペイアンド・ジョーガン 手署

外務書記生トシテ自國在勤中國獨立
年祭降願書記載勳章ヲ贈與セラル
叙立理由

外務書記生小野哲夫

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

白耳義國皇帝陛下ヨリ ヒュガリエー・レオポール二世勳章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

大正五年十二月五日

外務書記生中澤泰助中澤

賞勳局總裁 下條康麿殿



供閲物件目録

一、シエヴァリエー・シオホーリ世勳章ノ勳記一通

二、同勳記譯文一通

三、叙勳理由書一通

但外國勤務中付勳章ノ提出セズ

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和
大正五年十二月五日

外務書記生中澤義助

朕 白耳義國皇帝 アルベル此書ヲ見ル有象ニ宣示ス
朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ左白耳義國日本國大使館
外務省記生中澤泰助氏ニ朕ノ慈愛ノ意ヲ表彰
セント欲シ左ノ條件ヲ決定ヒリ

第一條 中澤泰助氏ニシエヴァリエ、レオポールニ世

勲章ヲ贈與ス因テ氏ニ該勲章ノ文官章ヲ佩用

スヘシ

第二條

民ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スヘシ

第三條

外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以テ

本令執行ノ任ニ當ルヘシ

一千九百三十九年六月二十九日アラモニ於テ之ヲ與フ

アルベル 視署

奉 命 外務大臣 イーマンス 署名
此謄本ノ正確ナルヲ証ス

費金總分便 バベイアンドショーン 手署

致 熊 理由

外務書記生トシニア白國在勤中國獨立一百
年祭：際シ顧書記或ノ勲章ヲ贈與セラル

外務書記生中澤泰助

外國勳章受領佩用願

私儀

旨耳義國皇帝陛下ヨリシユヅアソニレオボ止茅世勳章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閲物
件目録相添此段相願候也

昭和六年二月四日

三井銀行
伊勢
賞勳局總裁 下條康麿 殿

貢勳局總裁 下條康麿 殿

谷春主



供 閲 物 件 目 錄

- 一 白耳義國 シュヴァリエー レオボルガニ世 熟章 壱通個
一 同 熟章 熟記
一 同 熟記譯文
一 叙熟理由書

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和六年二月四日

巖谷春生



朕旨耳義國皇帝アルベール此書ヲ見
 ル有衆ニ宣示ス朕ハ外務大臣，上奏
 ニ依リ在日日本三井物産會社祕書巖谷
 欲春生氏ニ朕・慈愛・意ヲ表彰セント
 芽左ノ各條ヲ決定セリ
 芽一條巖谷春生氏ヲシユウアリエー
レオポール芽二世：叙ス
 芽二條氏ハ本日ヨリ該勲章，班
 位ニ列スベシ
 第三條外務大臣ハ勲章事務，主
 任者タルヲ以テ本令執行
 ，任ニ當ルベシ
 千九百三十年十二月一日ブラッセルニ於テ之ヲ興フ
 アルベール親署

奉命外務大臣
 イリマニス署名

此謄本，正確ナリトヲ證ス

特命全權公使

ペイアンドジョーヴィン

手署

叙勲理由書

今般白耳義皇帝陛下ヨリ「シユヴアリエ」
レオポール第ニ勳章ヲ贈與セラレタルハ
不肖千九百三十年白耳義國ニ於テ同
國獨立百年紀念博覽會開催ニ際シ徵同
力ノ致シタルニ依ルモノト思考ス

以上

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

ホーランド國政府ヨリアランクロア、オドロセニア、ホルスキーリ勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

昭和六年一月二十四日

外務省政米局長從四位勲三等松島肇

賞勳局總裁下條康麿殿



めくれず

裏面白紙

供閲物件目録

一勅

章

アランク呈、オドロゼニア、ホルスキー

壹具

一外務大臣 證明書

壹通

一敍勅理由書

壹通

右受領佩用免許相願候ニ付差出候也

昭和六年一月二十九日

外務省歐米局長從四位勅三等松島

翠

裏面白紙

證明第四號

證明書

(赤井風)ト

外務省歐米局長從四位勳三等 松島

盛

右者「ボーランド」國政府ヨリ「グラン、クロア、オドロゼニア、
ボルスキイ」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和六年一月二十六日

外務大臣男爵幣原喜重郎



外務省

敍勲理由

特命全權分授トシテボーランド國駐劄ノ處 昭和五年十一月
同國離任ニ際シ願書記載ノ勲章ヲ贈與セラル

昭和六年一月二十九日

外務省歐米局長 松島 奎

外國勳章受領佩用願

小官儀

ボーランド國大統領閣下ヨリ、オブシエー、オドロ
ゼニア、ブルスキ一、勳章ヲ贈與相成候ニ付
受領及佩用允許、儀被仰出候様御執
奏被成下度依テ別紙備閲物件目録相
添此段相頼候也

昭和五年十一月三日 正六位

千葉葵一

賞勳局總裁下條康麿殿



供 閲 物 件 目 錄

一オランダ國オフ^井シエ、オドロゼニア、
ノルスキー熟章熟記

一同熟記譯文

一敍熟理由書

右受領佩用允許相禮候ニ付差出候也

壹通
壹通

昭和五年十一月三日

公文書管

午葉叢一

ノーランド國、オアザエト、オドロゼニア、
ホルスキード、熟章熟記譯文

オドロゼニア、ホルスキード、熟章熟記
共和國大統領ノ名ニ於テ
一九三〇年五月二日附テ以テ
日本人在、ワルソヅキード日本公使館ニ署書記
官キ葉木暮一チ
オドロゼニア、ホルスキード、オアザエトニ仕命
セラレアル旨テ宣言ス

捺長
書記官

署名

敍 納 理 由

公使館ニ寄書日記官トシテ。ボーランド國ニ在
勤務シタルニ伴リ昭和五年五月二日附テ以テ
體書記載、熟観草ヲ贈與セラル

昭和五年十月三十日 公使館
寄書記官 千葉英一

めくれず

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

「エツラスロウキア」國 政府ヨリ、グラント・オブ・リオン・プラン勳章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和六年十二月廿七日

明治六年一月十七日
任特命全權公使

賞勳局總裁 下原 康磨 殿

外務省貿易局長正五位勳三等 堀田 正昭



めくれず

裏面白紙

供閲物件目録

- 一 熱 章 フランオフシエーリオンアラシ
一 外務大臣 證明書
一 究熱理由書

臺具

臺通

臺通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和五年十二月廿七日

昭和六年一月十七日
外務省政事局長正五位勲三等 塚田 正昭



めくれず

裏面白紙

（承認）ト
（承認）ト

證明第六七號

明書

昭和六年一月十七日登

外務省歐米局長正五位勳三等 堀田正昭

任命全權公使

右者「チエツコスロヴァキア」國政府ヨリ「グラン、オフヰシェー、

リオン、ブラン」勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和五年十二月二十七日

外務大臣男爵幣 原喜重郎



外務省

五八

（承認）ト
（承認）ト

敍勅理由

日本國及チエツコスロ伐キア國間ノ國交親善
上貢獻ニ依リ贈與セテレタルモノト密セラル

昭和五年十二月廿七日

田和六年一月十七日
任特命全權公使



正五位勲三等堀田正昭

めくれず

外國勲章受領及佩用願

廉治儀

今般チエッコスロヴァキア國大統領閣下ヨリオフヰシエリ
リオン、ブラン勳章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀
御允許相成度別紙供閱物件目録相添此段奉願
候也

昭和六年二月二十三日

東京市麹町區永田町二丁目一番地

暁バーカーライシング株式會社取締役社長

陸軍歩兵少尉正八位 近藤廉治

賞勲局總裁下條康麿殿



供閱物件目錄

一 熟章

壹個

一 チヨコスロカキヤ國
特命全權公使書簡譯文

壹通

一 受熟理由書

壹通

右受領及佩用允許相願候二件差出候也

昭和六年二月二十三日

陸軍歩兵少尉正八位 近藤廉治

拜啓陳者千九百三十年十月二十日附裁決ヲ以テチエコス
ロヴァキア國大統領テー・ケー・マ・ザリク氏カ貴下ニチエコ
スロヴァキア國オフシエー・リオン・ブラン勲章ヲ贈與セレ旨
ヲ茲ニ貴下ニ御報道申上候ハ本使ノ光榮トスル所ニ有之候
本使ハ貴下ニ對シテ至誠ナル祝意ヲ表示致候尙未領收
詒一通本書翰ニ添附致置候間御記名上本使ニ御返
却被成下候様願上候

右勲章ニ闇スル勲記到着上ハ直ニ貴下ニ御送附可申上候

十九百三十一年一月五日東京ニ於テ

敬具

チエコスロヴァキア國特命全權公使カー・ハラ

近藤廉治殿

受勲理由書

在京キスロヴァキア國協會創立ニ參與シ其他日
智兩國國交上功績顯著三件全國大統領閣下ヨリ
贈與セラル

昭和六年二月二十三日

陸軍歩兵少尉正八位 近藤廉治

外國記章受領及佩用願

音吉儀

一今般英國皇帝陛下ヨリコンシス。ニキュワス
ガラントリイ。ナドレラ。贈與相成。主付受
領及佩用。儀而允許被成。下度
別紙。紙内開物件目録相添。其
般奉歎。主也。

昭和六年一月二十二日

樓櫓御臺面議開示事項。之有ノ事地

山本音吉

木

賞勳局總裁下條康磨殿

めくれず



供閲物件目録

三

一、英國 コンス・ピキニアス、ガラントリイ ナグレ
各個

ナグレ

一、證明書

一、受領手書

吉通

右 受領及佩用允許照會 有希堂

昭和六年一月二十二

山本音吉

山本

めくれず

裏面白紙

遞信省

136

船底第一六二號

元株式會社大阪鐵工所
元陽丸水夫長山本晋吉

右ノ者ニ對シ英國 皇帝陛下ヨリ「コンスピキュアス、ガラントリイ
メダル」ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和五年四月十六日

遞信大臣 小泉又次



功績

一 昭和三年十一月三拾日アリニテシアン群島
附近、於テ遭難セル英國該船アリス、
マツキニ近隣棄組貞ラ救助シタルノ切ヲ
表勲セラル

リ 峰 者 古

